

お 知 ら せ

あなたのお仕事には、「杉並区公契約条例」が適用されます。

この条例に基づき、杉並区が定める賃金の下限額が定められています。

(条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

ご自身の賃金が下記の労働報酬下限額より低いと思う場合、杉並区又は受注者等に申出ることができます。

適用される労働者の範囲

- ・ 受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者
(下請業者・再委託先の労働者、一人親方も含む)

労働報酬下限額

<建築工事の場合>

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額
見習い、手元等は1時間当たり1,637円

<業務委託及び指定管理協定の場合>

1時間当たり1,500円

<申出をする場合の連絡先>

- 杉並区 (総務部経理課契約係)
電話：03-5307-0612
- 受注者 (元請業者、雇用主)
電話： — —

- ※ 申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ※ 下請業者や再委託先の労働者において、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回り、是正されない場合、受注者(元請)が連帯して賃金を支払うことが定められています。

公共工事設計労務単価に90%を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額					
職種		1時間当たり	職種		1時間当たり
1	特殊作業員	3,454円	27	普通船員	3,679円
2	普通作業員	3,038円	28	潜水員	5,929円
3	軽作業員	2,104円	29	潜水連絡員	4,298円
4	造園工	3,117円	30	潜水送気員	4,039円
5	法面工	3,780円	31	山林砂防工	3,657円
6	とび工	3,724円	32	軌道工	6,604円
7	石工	3,724円	33	型わく工	3,713円
8	ブロック工	3,645円	34	大工	3,443円
9	電工	3,859円	35	左官	3,803円
10	鉄筋工	3,803円	36	配管工	3,387円
11	鉄骨工	3,353円	37	はつり工	3,510円
12	塗装工	4,107円	38	防水工	4,298円
13	溶接工	4,287円	39	板金工	4,028円
14	運転手(特殊)	3,499円	40	タイル工	3,128円
15	運転手(一般)	2,880円	41	サッシ工	3,747円
16	潜かん工	4,197円	42	屋根ふき工	3,940円
17	潜かん世話役	5,029円	43	内装工	3,870円
18	さく岩工	4,725円	44	ガラス工	3,758円
19	トンネル特殊工	4,253円	45	建具工	3,311円
20	トンネル作業員	3,612円	46	ダクト工	3,387円
21	トンネル世話役	4,815円	47	保温工	3,218円
22	橋りょう特殊工	4,129円	48	建築ブロック工	3,412円
23	橋りょう塗装工	4,107円	49	設備機械工	3,150円
24	橋りょう世話役	4,725円	50	交通誘導員A	2,307円
25	土木一般世話役	3,870円	51	交通誘導員B	2,104円
26	高級船員	4,467円			